

令和6年度からの介護保険料が決定しました

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定により、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料が決定しました。

介護保険料は、計画期間である3年間における高齢者数や要介護認定者数の見込み等から、介護保険サービスの利用見込量などを推計し、決定するものです。このような推計の結果、65歳以上の方（第1号被保険者）の一人当たりの平均負担額（保険料基準額）は、年額61,704円（月額5,142円）と計算されましたが、保険料の抑制により市民負担の軽減を図るため、基金を1億3,000万円投入し、前述の保険料基準額を年額58,200円（月額4,850円）に減額する軽減措置を行います。

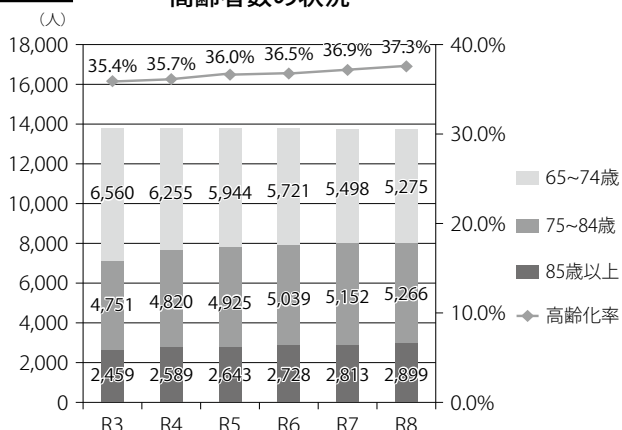
また、第9期計画では、介護保険料の変更のほかに、国による標準段階（所得段階）の変更に伴い、全9段階から全13段階へ変更となります。基準額に対する割合について、高所得者を引き上げ、低所得者は引き下げることで、低所得者の保険料の抑制を図ります。上記により算出された介護保険料は次のとおりです。

●令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

保険料段階	段階設定基準	基準額に対する割合	年間保険料
第1段階	●生活保護の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.285	16,580円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方	0.485	28,220円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	0.685	39,860円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.90	52,380円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額	58,200円
第6段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	69,840円
第7段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	75,660円
第8段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	87,300円
第9段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	98,940円
第10段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	110,580円
第11段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	122,220円
第12段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	133,860円
第13段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	139,680円

参考

高齢者数の状況



要介護認定者・サービス事業費の推計

